

徳島県情報公開審査会答申第220号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年6月29日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「H〇〇.〇.〇日付け（徳島新聞朝刊）に関する〇〇（農業委員会）より県に提出された農地転用許可申請書及び伺い書類含む」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年7月13日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該請求に係る文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年7月18日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成30年11月30日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

全ての開示を求める。

2 審査請求の理由

本件処分は、知る権利を暴挙する行為であり、^{おろ}枉法行為そのものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の農林水産政策課は、〇〇農業委員会（以下「〇農業委員会」という。）から本件請求に係る農地転用許可申請書を受理していないため、伺い書の作成等も行っていないことから、文書が存在しないため、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年11月30日	諮問
令和3年12月16日	審議（第187回審査会）
令和4年2月9日	審議（第189回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、〇〇から土地造成工事を請け負った事業者（以下「本件事業者」という。）が、工事で発生する土石を農地転用許可を得ていない第三者の農地に仮置きしていた事案（以下「本件違反転用」という。）について、本件事業者から〇農業委員会を通じて提出された農地転用許可申請書（以下「本件対象公文書」という。）の公開を求めるものである。

2 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関は、〇農業委員会から本件対象公文書を受け取っていないため当該文書を保有していない旨主張しているため、以下、本件対象公文書の保有の有無について検討する。

当審査会で確認したところ、本件請求で引用されている平成〇〇年〇月〇日の新聞記事には、〇月〇日に〇農業委員会が農地転用許可の申請書類を実施機関へ提出することを決定したとは記載されていたが、いつ実施機関に提出するかについては何も記載されていない。一方、実施機関が〇年〇月上旬に本件違反転用への対応方針をそれまでの一時転用を認める方針から速やかな原状回復を求めることに転換し、本件事業者もこれに応じて土石を当該農地から搬出したことから、本件違反転用は、最終的には一時転用許可を受けるまでもなく原状回復されたことにより解決されたことが認められた。

よって、本件対象公文書は、本件請求があった時点だけでなく、その後においても実施機関に提出されていたと認めるに足りる事情はないことから、実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。

3 本件処分の妥当性

以上のことから、実施機関が本件請求に係る文書が存在しないことを理由として行った本件処分は、妥当であると判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
真鍋 直敬	弁護士	